

第二十四回 参議院社会労働委員会会議録第一二十六号

(三三五二)

昭和三十一年四月二十日(金曜日)午後
一時四十五分開会

委員の異動
本日委員紅露みつ君辞任につき、その
補欠として長島銀藏君を議長において
指名した。

出席者は左の通り。

理事

谷口 弥三郎君
高野 一夫君
山下 義信君

委員

柿原 亨君
高橋進太郎君
寺本 廣作君
深川 夏馬エ君
横山 フク君
竹中 勝男君
山本 経勝君
長谷部 ひろ君

國務大臣

厚生大臣 小林 英三君
村上 茂利君
實君

政府委員

厚生省保険局長 高田 正巳君
労働大臣官 房総務課長 村上 茂利君
労働省政局長 中西 實君

労働省労働基準局長 労働省労働基準局長 江下 寿君

事務局側

常任委員 会専門員 多田 仁巳君

対策に關する参考人の意見を聽取する
ことにいたします。

四月二十八日、駐留軍労務者の失業

ることにしておきます。

本日の会議に付した案件

○健康保険法等の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)

○労働保険審査官及び労働保険審査会
法案(内閣提出、衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件
○委員派遣承認要求に関する件

以上の申し合せの通り御異議ござい
ませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○理事(谷口 弥三郎君) 御異議ないも
のと認めます。

○理事(谷口 弥三郎君) 次に、参考人
の出席要求につきましてお諮りいたし
ます。

健康保険法等の一部を改正する法律
案の審査のため、参考人から意見を聴
取ることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○理事(谷口 弥三郎君) 御異議なきも
とのと認めます。

参考人の入選、日時及びその他の手
続につきましては、委員長及び理事に
御一任を願いたいと存じますが、御異
議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○理事(谷口 弥三郎君) 御異議なきも
とのと認めます。

参考人の入選、日時及びその他の手
続につきましては、委員長及び理事に
御一任を願いたいと存じますが、御異
議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○理事(谷口 弥三郎君) 次に、委員派
遣承認要求についてお詫びいたしま
す。健康保険法等の一部を改正する法
律案の審査上の参考に資するため、地
方の実情を調査することとし、委員派
遣承認要求書を議長に提出いたしたい
と存じます。日時、入選、手続その他
の事項等は、委員長に御一任願いたい
と存じますが、御異議ございません
か。

○理事(谷口 弥三郎君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○理事(谷口 弥三郎君) 御異議ないも
のと認めます。よって委員派遣承認要
求書を議長にて提出することに決定いた
しました。

求書を議長にて提出することに決定いたしました。

○理事(谷口 弥三郎君) この際お諮り
いたします。昨日の当委員会におきま
して、健康保険法等の一部を改正する
法律案に対する竹中委員の質疑中、厚
生大臣の答弁について不明確な点があ
ります。

健康保険法等の一部を改正する法律
案の審査のため、参考人から意見を聴
取ることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○理事(谷口 弥三郎君) 速記始めて下
さる。

○理事(谷口 弥三郎君) 速記とめて下
さる。

〔速記中止〕

○理事(谷口 弥三郎君) 速記始めて。

○理事(谷口 弥三郎君) それでは健康保
険法等の一部を改正する法律案を議題といたしま
して、昨日の竹中委員の質疑に対する厚生大臣
の答弁中、不明確な点について御質疑
を願います。

○國務大臣(小林英三君) 高野委員の
御質問ともとも存じます。昨日の
竹中委員の御質問に対しまして、保険
医の給付に対する問題につきま
して、私は今高野委員がおつしや
うに、公的医療機関の諸君の御協力を
仰ぐことはもちろんであります。ま
た他面におきましては、療養費払い等
の処置によって、できるだけ国民諸君
には御迷惑をかけないようにいたした
いということを御答弁申し上げておき
ました。この問題につきましては、私
の考え方といたしましては、先般の本委
員会におきまして、たしか山下委員か
らの御質疑だったと思しますが、これ
に對しまして私どもの方から、保険
局長から、療養費払いの点につきま
してはかなり突き進んだ質疑応答が

て、国民の皆さんにはできるだけ御不
便をかけないようにいたしたいと考え
ております。」こういうお言葉があ
たわけであります。そこで、この、他
面においては医療費払い等の処置に
よつて、国民の皆さんにはできるだけ
御不便をかけないようにすると、この
法律案に対する竹中委員の質疑中、厚
生大臣の答弁について不明確な点があ
ります。

厚生大臣は質疑を行つたいたした
いと存じますが、御異議ございません
か。これは竹中委員の質疑に対する厚生大臣
の答弁の中、不明確な点について御質疑
を願います。

○國務大臣(小林英三君) 高野委員の
御質問ともとも存じます。昨日の
竹中委員の御質問に対しまして、保険
医の給付に対する問題につきま
して、私は今高野委員がおつしや
うに、公的医療機関の諸君の御協力を
仰ぐことはもちろんであります。ま
た他面におきましては、療養費払い等
の処置によって、できるだけ国民諸君
には御迷惑をかけないようにいたした
いということを御答弁申し上げておき
ました。この問題につきましては、私
の考え方といたしましては、先般の本委
員会におきまして、たしか山下委員か
らの御質疑だったと思しますが、これ
に對しまして私どもの方から、保険
局長から、療養費払いの点につきま
してはかなり突き進んだ質疑応答が

あつたのであります。私もいろいろ
ような意味でこの問題にも触れたので
あります。しかし誤解があると困ります
するから、この機会に高野委員の御質
問に対しましてはつきりといたしたい
と思つております。

は、どこまでも現物給付が建前であります。現金給付するなむち療養費払いをすることができる場合につきましては法律で限定されておるのであります。健康保険法の第四十四条によりますと、療養費が支給される場合といふたしまして、保険者が療養の給付をすることが困難ないと認めた場合、及び被保険者が緊急その他やむを得ず保険医以外の医師または歯科医師等の診療を受けた場合でありまして、保険者がその必要ありと認めたときのこの二つの場合が規定されておるのであります。従いまして、従来その地域に保険医がないために現物給付を受けることが困難であると認められた場合とか、あるいは急病等の緊急の場合であります。以上の考え方は、今回のような場合におきましても何ら変更はなく、ただ被保険者が療養の給付を受けることが困難なる場合が多くなるというに過ぎないと思われます。すなわち健康保険法第四十四条の適用のケースが多く出てくるといふことが予想されるのであります。また曲げようとも考えておらないのであります。また繪解説と申しまして、法の解釈を縦詳述という特殊な事由で曲げる事はできませんし、保険医の中には辞退届を出してい

ない方も相当残っておりまするし、また公的医療機関、社会保険病院、健康保険組合の病院、診療所等多数在りておりまする現状におきましては、保険者はこれらの保険医あるいは病院等における医療給付が受けられるようになります。単に従来からかりつけだといらうような理由で、保険医を辞退した医師の診断を受けたような場合におきましては、医療費払いをいたしますることは法律と認められないわけでござります。要するに、法第四十四条を適用し、医療費払いと認められるかないなかれは個々の事例によりまして判断されるべき事柄であります。個々のケースにより医療給付が困難であつたか、または緊急やむを得なかつた場合であつたかということを判定して参るわけでありまして、従いまして一部で言われておりまする如く、総辞退後におきましても療養費払いが全面的に行わられるから従来と少しも変りがないことなどはあります。

○高野一夫君 非常にきよらははつきりした御見解で了承できると思ひますが、大臣または局長いづれからでもけつこうであります。が、もう一つ伺いたいのは、われわれは保険医の良識と道義心に訴えまして總辞退のごときふるまいはやめてもらいたい、こういう考え方の方で、ほとんど各委員一致しておると思います。従つて、さような不祥事は実際的には効力を発生する前に解消するものと信頼をしたいのであります。しかしながら、万一の場合を考えましてある府県なら府県、ある都市なら都市にかような不祥事が起つた、効力を発生するようなふうに起つたとい

うことになりましたときに、そのケース・バイ・ケースで療養費を支給するふることをきめたりきめなかつたりすることは、どういふうなふうにしてきはられるか、全般的の問題になりまし場合は、この四十四条の判定の仕方によつて療養費を引き受けたり引き受けは保険者について、集団的の被保険者について、どういふうようにその区別をつけたがために、なかなかつたりするといふことを多くの被保険者がやることができるかどうか、こういふ点について局長からでもけつこらでありますから、なお先ほどの大臣の御了解を裏づける意味において、何か御説明があれば説明を伺つておきたい。
○国務大臣(小林英三君) 具体的な問題でもございまするから、局長から答弁された方がかえつて適當だと思ひますから、局長から答弁いたします。
○政府委員(高田正巳君) 大へん申しますが、高野先生が今お聞きになりましたことをちよつと私聞き漏らしておきましたのでございませんが、その具体的な事例の例でも上げると、いふうな御質問でござりますが、それとも保険医總詳退といふふうな事態がこの法律に「緊急其ノ外」に該当するが、[印]ムラ得ザル」といふうなことは、総詳退といふうな事態そのもののが集団的に當てはまるかといふうな意味の御質問でございましようが、その点を……。
○高野一夫君 そういう意味でござります。
○政府委員(高田正巳君) そういう意味でございますが、ただいま大臣が御説明になりましたようなことで尽きておるのでござりますが、この四十四条

には二つの場合が書いてございまして、一つは「保険者ハ療養ノ給付ヲ為ズコノ困難ナリト認メタルトキ」というのと一つでございまして、一つは「緊急甚外の者にかかる場合ニ於テ保険医以外の者にかかる場合に、保険者が療養費払いをすることが必要である」といふふうな、全然いらないというふうな地域に保険医がないといふふうにおきましては、これは療養の給付をされなすことが困難であるといふ場合に当りましようし、それから急病になります。それで、今回のかりにどうして保険医を探しているいとまなんかない、とりあえずその近所のお医者さんへ飛び込んだならば、それがたまたま保険医でなかつたというふうな場合が後段の場合に当るかと思うのでござります。それで、今回のかりにどう事態が万一起きました場合に、どうふうなことになるかといいますと、結局そのケース・バイ・ケースの問題でございまして、これは個々の患者がかかった場合に、この二つのどちらかに當るかということになるとケース・バイ・ケースで認定をいたしていくよりほかに仕方がない、かようなことに相なるかと思うでござります。それでこの「緊急甚外の者にかかる場合」、ということが書いてございますが、この「緊急甚外の者にかかる場合」、というのは、この個々の患者が診療を受けてます場合に、保険医の方にはかからなかつたということが緊急であるとか、やむを得なかつたという意味でございまして、その保険医絶対退といふふうなことが非常に全体的に異常な状

態であつて、そのこと自体がこの「急其ノ他已ムヲ得ザル場合」といううちに、この文句に該当するというふには、この規定としましては、さよな趣旨でこの規定は運用いたすべきではない。個々の患者がかかった場合は考えざるを得ないと思つておるのござります。御質問の御趣旨にびた事情であるかどうかということをついての規定である、かようにもど合に、それが緊急その他やむを得なかつたものであります。御質問にびたも、そう考えております。

○高野一夫君　今の局長のお話ではある一点が非常に意外なる明確さもつて浮び上つてきただけであります。それはどういふことかといふと、「被保険者が緊急其ノ他已ムヲ得ザル場合」において療養費の支給を受けうことができるのだけれども、その「緊急其ノ他已ムヲ得ザル場合」とは、保険者としての立場からの問題であつて、保険医が総辞退をなしたといふうなことは、そういうような事態が起つて、保険医がなくなつた、あるいはた方に保険者が指定する医者が不手にしてなかつた。それはともかくとして、少くとも保険医がなくなつた。これはこの「緊急其ノ他已ムヲ得ザル場合」には入らない、こういうことにありますならば、この四十四条の適用によつて療養費の支給を施し得る場合は、総辞退のことき場合においては、そういう地域においてはあり得ないということになつてくると思うのです。が、それはどうなりますか。

○政府委員(高田正昭君)　私が若干申し上げ方がへたでございまして、誤解をおいだらどうぞざいます。保険

医総辞退というふうな事態といふものには、これは確かに異常な事態でございまして、従つて社会的に見てそれが異常な状態であるということは、だれも考へるわけでござります。その際に、異常な状態であるから保険医総辞退のよき場合におけるこの「緊急其ノ他」又「得ザル場合」というのがその辞退そのものにびたりと適用されて、いかなるその患者の場合においても療養費払いが、保険医総辞退といふ事態の場合には、いかなる場合においても、療養費払いが払われるのだ、行われるのだというふうに解釈をいたすのは、さような解釈はできないということを申し上げたわけでござります。従つてその「緊急其ノ他」又「得ザル場合」については、患者の側からある医者にかかるが、それが保険医でなかつたかかつたが、それが保険医でなかつたと、しかしながら急病その他やむを得ざる場合でそのケースがあつたといふように、その場合々々で認定すべきものであると、こういうことを申し上げたわけです。

○高野一夫君 それは、保険医が総辞退して保険医がなくなつたというその場合においても、被保険者の緊急やむを得ざる場合はあるんでしようけれども、しかしどうかにその地域全体にわかれます。しかし集団的にその地域におきまして、たつて保険医が一人もないと、しかし被保険者として、医者にかかるのには、被保険者が緊急の急病でも何でもないと、たゞはり持続的にでも慢性的にでもかかるのだと、急がないのだけれども、からなければならない。けれども、保険医が辞退しておつてなくつておると、こういうよきな事態は、これも、被保険者から見て、この「緊急其ノ他」又「得ザル場合」という、こういふことに一応とにかく全体として該当しますか、しないか。

○政府委員(高田正巳君) ある地域にもう全然保険医が全部いなくなつて、その保険医にかかるとしてもその地域では不可能であるといふような場合には、前段の「療養ノ給付ヲ為スコト」は認定しなければならぬと申しました。私はやめたいたいと思います。

○高野一夫君 この問題につきましては、なおもつと具体的にわたつて、次の健康保険の改正案についての正式に審議に入りましたときにお尋ねして、今日は質問をやめたいと思いますが、ただ私は本日この労働関係をやることになつておつて、時間をちょうどいいさしていただいて、特に大臣に御出席を求めて質問しましたがんのものは、らためて伺つた御見解から比べれば非常に認定すべきだといふには参るケースというものが、今まで保険医はどこにでもおられるが、今までの状態よりは結果的には多く発生するであろうということは、これは言えるのであります。従つて今先生が私のへたな説明でおとりになりましたように、保険医総辞退といふような場合には、もう絶対に療養費払いといふことは考へられないのだといふうに申し上げたつもりではないのであります。

○高野一夫君 この問題につきましては、保険医のない場合には療養の給付をするのだ、ケース・バイ・ケースであります。しかしながら、私がケース・バイ・ケースで認定しなければならぬと申しましたのは、ある地域と申しましても大都市のよき場合には、たとえば何々区には、結果的には、この「療養ノ給付ヲ為スコト困難ナリ」であるとかあるいは「緊急其ノ他」又「得ザル場合」に該当する。

○政府委員(高田正巳君) 今御趣旨に於ける所の何々区の住民は全部その地域に保険医がないものとして全部が療養の給付をなすこと困難であるといふふうな場合には、ある公的医療機関等が存在するといふふうな場合には、これはさぞやあるいは社会保険病院など、炭鉱地帯等であつて非常に離れておる、そしてその地域に今まで保険医がおられたのですけれども、保険医が

ない。ところが極端な例をあげますと、炭鉱地帯等であつて非常に離れておる、そしてその地域に今まで保険医がおられたのですけれども、保険医がおられたのでなければなりません。これが非常に遅延するといふふうな場合には、その地域におきまして、たゞはり持続的にでも慢性的にでもかかるのだと、急がないのだけれども、からなければならない。けれども、保険医が辞退されて全然いなくなつたといふふうな場合には、その地域におきまして、たゞはり持続的にでも慢性的にでもかかるのだと、急がないのだけれども、からなければならない。けれども、保険医が辞退しておつてなくつておると、こういうよきな事態は、これも、被保険者から見て、この「緊急其ノ他」又「得ザル場合」という、こういふことに一応とにかく全体として該当しますか、しないか。

○政府委員(高田正巳君) ある地域にもう全然保険医が全部いなくなつて、その保険医にかかるとしてもその地域では不可能であるといふような場合には、前段の「療養ノ給付ヲ為スコト」は認定しなければならぬと申しました。私はやめたいたいと思います。

○高野一夫君 その問題につきましては、保険医のない場合には療養の給付をするのだ、ケース・バイ・ケースであります。しかしながら、私はやめたいたいと思います。

○政府委員(高田正巳君) 今御趣旨に於ける所の何々区の住民は全部その地域に保険医がないものとして全部が療養の給付をなすこと困難であるといふふうな場合には、ある公的医療機関等が存在するといふふうな場合には、これはさぞやあるいは社会保険病院など、炭鉱地帯等であつて非常に離れておる、そしてその地域に今まで保険医がおられたのですけれども、保険医がおられたのでなければなりません。これが非常に遅延するといふふうな場合には、その地域におきまして、たゞはり持続的にでも慢性的にでもかかるのだと、急がないのだけれども、からなければならない。けれども、保険医が辞退しておつてなくつておると、こういうよきな事態は、これも、被保険者から見て、この「緊急其ノ他」又「得ザル場合」という、こういふことに一応とにかく全体として該当しますか、しないか。

○高野一夫君 それは、保険医が総辞退して保険医がなくなつたといふふうな場合には、その地域におきまして、たゞはり持続的にでも慢性的にでもかかるのだと、急がないのだけれども、からなければならない。けれども、保険医が辞退しておつてなくつておると、こういうよきな事態は、これも、被保険者から見て、この「緊急其ノ他」又「得ザル場合」という、こういふことに一応とにかく全体として該当しますか、しないか。

○高野一夫君 それは、保険医が総辞退して保険医がなくなつたといふふうな場合には、これは確かに異常な事態でございまして、従つて社会的に見てそれが異常な状態であるといふことは、だれも考へるわけでござります。その際に、

○高野一夫君 それは、保険医が総辞退して保険医がなくなつたといふふうな場合には、それは、保険医が存在しても、あるいは他の保険者の指定するものといふふうな機関が存在しても、その能力に余裕がないかと思ふのであります。そこでわれわれはこの問題につきましては、総辞退はどうか

て、一様にこの給付ができるといふことは、私ども考へられぬのであります。しかししながら、ケース・バイ・ケースといふことだけを割り切らうといふことは、實際上困難な面があります。困難な面は、保険者の困難でないに、被保険者の困難になると思ひます。あります。が、その点はいかがでござりますか。

○政府委員(高田正巳君) こもつともな御質問でござります。このケース・バイ・ケースと申しましたのは、私の気持ちでは保険者側が恣意といいますか、自分勝手にケース・バイ・ケースといふ意味ではございませんで、ケース・バイ・ケースによりまして、いろいろ事情が違うものでござりますから、さう意味合いでケース・バイ・ケースといふことを私は申し上げたので、その場合に認定をいたしまする場合には、客観的といいますか、あるいは社会通念上妥当なりと認められるといふことです。か、そういうふうな一応の基準をもつてこれを認定しなければならないものと存じます。ただその客観的な基準と申しましても、画一的に、先ほどおつと例をあげて私高野先生にお答えをいたしましたが、たとえば大都市で、ある区の住民は全部が療養費払市で、その方向に事前にいろいろ被保険者の方に徹底をするように努力はいたしたいと思ひますけれども、事柄の性質上、今のように画一的にどうこ

うという区域を定めたり何かするんだから、
はできない場合が多い、まあかようじ
考えられるのでございます。従つてさ
よくな場合には、今先生の御趣旨のよ
うに、被保険者の方は療養費払いが承
けられると思って、しかるに保
険者の方では、それは療養費払いに該
当しないというふうなことになつて食
い違いが起つて、被保険者に迷惑がか
かるのじやないかといふ御心配でござ
います。これは仰せの通りだと存じま
す。さような場合があり得ると想つた
です。それで、私どもとしましては、
今先生が御指摘になりましたよな氣
持で、なるべくこうした場合、あいいろ
場合は大丈夫ですけれども、その他のは
むづかしいうござりますぞといふう
な、なるべく被保険者にさよくな何と
申しますか、食い違いのないよなな
とを事前にいろいろ徹底をさせたいと
は存じますけれども、要はいかなる
場合でも療養費払いといふ手があるん
だという誤解をまず解いていくことが
大事であろうと存じます。かりに誤
解があるとすれば、その上で、さらに
食い違いが起りましたよな場合に
は、これはもうまことにお気の毒な状
態ではござりまするけれども、結局御
存じのこの不服処理機関が別に法律で
定められておりまして、その審査の手
続を経て不服を処理していくといふよ
りほかには現在のところ道がないので
はないか、かようて存するわけであります。

○高野一夫君　政府委員伺いますが、この種の審査官とかあるいは審査会法律改正といふような場合には、多分に簡素化をはかつたとか、これは非常に簡素化をはかつたとか、この審議の結果を効果的適正ならしめるためにやつたとかいうようなことはよくあげられるわけであります。が、実行のあり方と改正案のあり方とを見比べてみて——私は今この表を見ていつのですが、見比べてみて、果してこと、いわゆる組織として審査官あるいは審査会としてこの組織構成としての程度のこれは能率化がはかられているのでしょうか。簡素化がはかられているのでしょうか。その点は全く簡素化、能率化といふようなことは別に留意していない改正の仕方であります。ところ、どういうわけでしょうか。ちょっと見てみたいと思います。

のくほくたいために現状はます。そういう点が形の上における簡素化でござりますが、能率化という面から申し上げますと、今度の労働保険審査会におきましては三人の委員が置かれまするが、それは専門常置の機関として、常勤の委員が置かれることになりますので、審査事務がたえず円滑に審理促進されるということになりますので、そういう事案処理の関係におきましても事務の能率化が促進される、かように考えておる次第であります。

○高野一夫君 この失業保険の場合には、現に中央にある失業保険審査会と地方とのつながり、これが中央においては労働保険審査会に吸収されておるということになりましても、中央から地方の仕事の系統組織を見れば、たゞ中央において吸収をしておるという形をとつておるだけであつて、実は地方における審査の工合、あるいは職安の工合といふようなことについてはどう変らないのじやないかしらと思いますが、これは相当何か變り方があるのであつか。

○政府委員(村上茂利君) ただいま御指摘通りでございまして、審査の段階といたしましては、原処分件の処分に対しまして不服がござりますとき、まず第一審機関として労働保険審査官が事案を審査いたします。この関係は現在もその通り行われておりますでございます。次に第二審の機関といたしまして、現在は失業保険の場合は中央の失業保険審査会、それから労災

保険の場合は、地方の労災保険審査会が第二審機関として置かれておりました。一応この審査機構としましては、その第二審機関で最終的な審査がなされるわけあります。で、その第一審、第二審の二つの段階を踏むことにおきましては、現在も改正後の審査機関におきまして同様でございます。

○高野一夫君 そうすると、今もお触れになりましたが、この労災関係の審査についても失業保険の審査の場合と

同様に、あまり変わっていないように思

う。ただ中央において多少一緒になっ

ているという形に過ぎぬようと思つるの

であつて、非常にその点に、これもま

あ大いにけつこうなことでしようけれ

ども、多少なりとも改善すべきは改善

すべきであります。はなはだしくこ

とに特徴のある改正の考え方でしよう

か。中央において双方が一つになつた

といふこととの利害得失、従来の場合と

今度の場合とですね、中央における審

査の工合はどうなんでしょうか。

○政府委員(江下孝君) 今総務課長か

ら御答弁申し上げましたが、失業保険

の場合は、これは従来第一審が都道府

県に労働省直轄の審査官を置いており

まして、第二審としまして本省に審査

会といふものがあるのでござります。

ところが労災の場合は、これは第

一審、二審とも地方なんでございま

す。中央にはないわけでござります。

今度はその点を労災と失業保険、歩調

を一にしまして、地方に第一審を置いて、第二審を中央に置く。しかも中央

の第二審の審査会は労災と失業保険を一本にしまして、そうしてこの専任の

審査官を置きましたして處理をする、こう

いうことになるわけでござります。

○高野一夫君 ほかの方の質問がな

れました。それはどうでございま

すか。これはそうされたことについて

の特別の理由ですね。非常にその審査

の工合が円滑に、あるいは縦横的に甲

乙なく、全国統一的にやれるとか何と

か、そういうような考え方からであり

ますか。それともいわゆる仲裁裁判み

たような格好の、多少そういう意味も

含んでのことなんでありますか、何ら

かその点について御説明を聞いておき

たいと思います。

○政府委員(宮澤總一君) 労災保険に

つきましては、まず監督署長が決定いたしました。

と、地方の審査会で決定して、それで

行政救済の手続は終結してしまつたので

ございますが、従来の例によりますと、

最終決定機関である地方の審査会の決

定が各府県の審査会ごとにいろいろ甲

乙ができる、こういう例が相当ございます。

元來これは司法的事件でございま

す。従いまして、こういふ例が相当ござ

ります。元來これは司法的事件でござ

ります。最終的には裁判所で決定す

べきことでござります。従いまして、

理屈から申しますと、各府県の審査会

の決定が甲乙ある場合には、利害關係

者は裁判に訴えればいいわけござい

ますけれども、しかし実際問題といつ

しますので、多々の場合利害關係者と申

しますのは労働者でございまして、労

働者がなかなか弁護士を雇つて裁判に

しますと、業務上の決定を求めるこ

とが、要求項目別に一応数字が出ている

とについてのお考えはどうでございま

すか。これはそうされたことについて

の特別の理由ですね。非常にその審査

の工合が円滑に、あるいは縦横的に甲

乙なく、全国統一的にやれるとか何と

か、そういうような考え方からであり

ますか。それともいわゆる仲裁裁判み

たような格好の、多少そういう意味も

含んでのことなんでありますか、何ら

かその点について御説明を聞いておき

たいと思います。

○政府委員(宮澤總一君) さようまでござ

ります。ただ年によりまして若干の

違いはござります。出入りはございま

すが、おおむねその程度の件数である

と、かように考えております。

○高野一夫君 非常によくわかりま

ざいます。ただ年によりまして若干の

違いはござります。出入りはございま

すが、おおむねその程度の件数である

と、かように考えております。

○高野一夫君 それではもう一つ伺

ますが、その統計二百件といたします

と、あるはい頻度というような点か

とか、けい肺とか非常に大事な問題に

ついて、おおの二名くらいの委員を

もつて中央の労働保険審査会の仕事が

十分なし得られるものと考えていいわ

けですか。

○政府委員(村上茂利君) お尋ねの点

でございますが、労働保険審査会の構

成は委員が三人となつておりますと、

そのほかに労使の関係者を保険ごと

に二名ずつ置いておるのでござります

が、これらの方々は、いわば一種の参

与といつたような形で労使それぞれ

の側からの意見を述べると、こういう

ことにいたしておるのでござります。

で、そういう構成をとつて果して迅速

ござりますが、現在までの実績を見ま

すと、大体年間約二百件程度の審査

件数でございまして、今後におきまし

ても一応その件数を基礎にしまして、

審査のやり方を一応考えておるのでござ

りますが、厚生省に設置されておりま

する社会保険審査会も今回の労働保

險審査会と全く同じ構成をとつてお

ります。これと、それから災害実態に

ついては、先だって全産業のあれを一

応いただいておりますが、きわめてこ

れは簡単な、あまり要領を得がたいの

問題に対する本日の質疑その他は、この

昭和三十一年四月二十五日印刷

昭和三十一年四月二十六日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局